

仕 様 書

委託業務の名称 放射線機器等保守業務委託
委託業務の場所 茨城県笠間市鯉淵 6528 茨城県立中央病院
委託の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できるものとする。
点検対象装置 一覧表のとおり

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであって、状況に応じてここに記載されていない事項についても、誠意をもって行うものとする。

(目的)

当該機器がその機能を十分に発揮し、常に正常な状態を維持し、院内の運営に支障をきたさないことと目的とする。

(委託業務の範囲)

(1) 定期点検

装置の正常な運転状態を維持するため受託者はこの契約期間中技術者を派遣し、機械装置の点検を行う。なお、定期点検実施時期は一覧表のとおりとする。

(2) 緊急時対応

装置の故障等が発生した場合は、受託者は速やかな対応に努めること。

(3) 報 告

受託者は、定期点検を行った場合、速やかに作業結果を記した報告書を当院に提出すること。

(4) 定期点検の日程調整

受託者は、定期点検を実施するときは、事前に当院とその日程について調整を図ること。

(ワクチン接種等)

(1) 受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、委託者に報告すること。また、委託者の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。

(2) 受託者は、当院が定める「B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種履歴は、受託者が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。

(3) 受託者は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。

- (4) 受託者は、委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。

（補足）

この仕様に定めのない事項及びこの仕様に関し生じた疑義については、受託者と当院で協議のうえ定めるものとする。